

総務省
文部科学省 告示第一号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準（平成十六年総務省・文部科学省告示第一号）を次のように改正し、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

平成十九年十二月二十五日

総務大臣 増田 寛也

文部科学大臣 渡海紀三朗

第一第二号二中「設置することとしている大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。
第二第三号中（「設置することとしている大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。）